

飯田 O I D E 長姫高等学校消防用設備等定期点検業務仕様書

1 目的

本仕様書は、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検（以下「点検」という。）に際し、業務の適正な履行の確保を図ることを目的とする。

2 業務の対象

点検及び定期点検（以下「点検等」という。）の対象施設は、次に掲げる建築物とする。

建築物	所在地	長野県飯田市鼎名古熊 2535-2
	名称	長野県飯田 OIDE 長姫高等学校
	用途	高等学校
	構造・規模	RC造 地上4階
		延床面積 25,960.87 m ²
点検等対象設備の概要	別添「点検対象消防設備内訳」のとおり	

3 一般事項

- (1) 業務着手前に、業務計画について委託者と協議を行い承諾を得ること。
- (2) 対象施設に関する設計図書等の整合、増改築・修繕等の状況、前回実施した点検等結果報告の内容など、現在の状況を把握する調査を行い、点検等結果を記載する調査図を作成すること。
- (3) 点検等の結果、是正を要する項目があった場合は、すべての是正項目を消防用設備等に係る不備項目等一覧表（任意書式）に、緊急性の度合い、対策方法、必要となる数量、概算費用等を記載し、提出すること。
- (4) 業務における総合的企画、業務遂行管理、個人情報を取り扱う業務及び主たる点検業務を除く、業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名又は名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性について書面により明示して委託者に提出するものとする。
- (5) 業務に関連する官公署等への手続き、報告等は受託者が負担・代行すること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による自家用電気工作物としての適用を受ける自家発電設備及び蓄電池設備等の非常電源の点検を行う場合は、委託者と協議のうえ電気主任技術者や防火管理者の立会いにより実施すること。
- (7) 施設運営の支障とならないよう、委託者と事前に点検の日程等について調整を行うこと。
- (8) 消火器を処分する場合は別途協議するものとする。
- (9) 業務に伴い個人情報を取り扱う場合には、その旨を申し出るとともに、委託者の指示するところにより「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (10) 作業時における注意事項
 - ア 対象施設の敷地内に立ち入る際は、会社名、点検実施者名、点検開始時刻及び終了時刻（見込み）を委託者に伝えること。
 - イ 作業時には、自社の制服（作業服）又は名札を着用すること。また、施設利用者等に危険が及ばぬよう安全管理には万全を期すこと。
 - ウ 高所での作業に際しては、ヘルメット・安全帯を着用する等、安全対策に十分配慮すること。
 - エ 作業終了時には終了した旨を委託者に報告すること。

(11) 受託者の負担の範囲

ア 点検等機材

点検等に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器等に付属して設置しているものを除き、受託者の負担とする。

その他費用負担が不明確なものについては、委託者と協議のうえ決定する。

イ 損害賠償

業務の実施にあたっては、既存設備又は他の物品等に損傷を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに委託者に報告し、その指示に従い修復すること。

また、これにかかる費用は全て受託者の負担とする。

(12) 受託者の守秘義務

受託者は業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

また、成果品を委託者の許可なしに他のいかなる者に対して、公開、閲覧、複写、貸出、譲渡してはならない。

(13) 資料の貸与

ア 委託者が保有する設計図書等の資料は無償にて貸与する。ただし、資料に損傷を与えた場合には、受託者が責任を持って修復すること。

イ 業務完了後は、資料を速やかに返却すること。

(14) 点検等結果の報告

点検等結果を記載した成果品を作成し、委託者へ点検等結果内容を報告すること。ただし、緊急性を要するものは適宜報告すること。

また、業務完了後においても不明箇所等が生じた場合は必要に応じて補足説明等の処置をとること。

(15) 中長期修繕・改修計画への助言

点検等結果に基づき、中長期修繕・改修計画の修繕項目及び実施時期の助言を行うものとし、中長期修繕・改修計画を今後策定予定である施設においては、必要と思われる修繕項目及び推奨する周期の助言を行うものとする。

4 消防用設備等の点検

(1) 点検の基準は「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年消防庁告示第14号）」による。

(2) 点検の期間及び点検の方法は「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号）」による。

(3) 点検の資格は「消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件（平成16年消防庁告示第10号）」に沿い、消防設備士又は消防法施行規則第31条の6第6項に規定する消防設備点検資格者とする。

(4) 消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。）の点検について

ア 製造年から10年を経過した消火器（耐圧性能の点検を実施してから3年を経過していないものを除く。）の取り替え方法・時期等については別途協議するものとする。

イ 外形の点検において本体容器に腐食等が認められた場合は、対応について委託者と協議すること。

ウ 消火器の内部及び機能の点検に当たり、抜取り数及び放射試験の計画について委託者と協議のうえ決定すること。なお、放射試験をする場合は、薬剤の吸入その他の被害の恐れのある場所で行わないこと。

(5) 不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備における容器弁又は安全装置の外形の点検において変形、損傷、著しい腐食等が認められた場合は、対応について委託者と協議すること。

- (6) 遠隔試験機能付又は自動試験機能付の自動火災警報設備の点検は、特に委託者の指示がない場合は、外部試験器等により行うことができるものとする。
- (7) 本業務において、次表「該当」欄に○印のある点検を行うものとする。

該当	消防用設備	点検事項
—	屋内消火栓設備	ホースの耐圧性能試験
—	屋外消火栓設備	ホースの耐圧性能試験
—	泡消火設備	ホースの耐圧性能試験
—	動力消防ポンプ設備	ホースの耐圧性能試験
—	連結送水管	ホースの耐圧性能試験
—		配管の耐圧性能試験 (※)

※ 連結送水管の配管の耐圧性能試験に使用する用水は受託者が確保するものとする。

5 特記事項《施設固有の要件等》

- ア 点検等作業は平日の8時30分から17時00分までを原則とする。
- イ 一回目の点検等作業期間は令和6年8月の別途協議する日とする。
- ウ 二回目の点検等作業期間は令和7年3月の別途協議する日とする。

6 成果品

- (1) 業務完了時 ※ 報告書は、対象施設の棟ごとに作成すること。
- ・ 完了届（納品書） 1部
 - ・ 消防用設備等に係る不備項目等一覧表 1部（任意書式）
（消防用設備等の点検）
 - ・ 消防用設備等点検結果報告書 2部（法定様式）
- ※ 前期分の業務完了時において書類提出をする場合は、業務完了時の書式に「(前期分)」と追記して作成するものとする。